

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県中部農林振興事務所から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和四年二月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量、水準測量及び現地測量）
- 二 測量の地域 磯城郡田原本町大字法貴寺
- 三 測量の期間 令和四年一月二十五日から令和五年三月三十一日まで